

広島県告示第六百六十八号

海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条第一項の規定によつて、昭和四十四年広島県告示第八百九十四号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成二十二年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 海岸名

広島港海岸

二 地区海岸名

横浜地区海岸

三 地先海岸名

横浜地先海岸

四 区域

基点一から基点二四までの各点を順次結んだ線及び基点二四から補助点二四の一、一九の一、一八の一、一六の一、一三の一、一二の一、一〇の一、九の一、七の一、四の一、四の一、三の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線により囲まれた区域。

五 点の位置（基点、補助点の標示角度は真北による。）

基準点 広島県安芸郡坂町字狐ヶ城六九七六番地の国土地理院四等三角点「山本」
（北緯三四度一分五九秒一五六七、東経一三三度三〇分四二秒一八三二）

基点一	基準点から	二七八度の方向	一、三〇三メートルの点
基点二	基点一から	一五度の方向	七メートルの点
基点三	基点二から	一〇六度の方向	一五メートルの点
基点四	基点三から	二六度の方向	一八一メートルの点
基点五	基点四から	二六八度の方向	四二メートルの点
基点六	基点五から	二八六度の方向	三五メートルの点
基点七	基点六から	五度の方向	五四メートルの点
基点八	基点七から	二九度の方向	九二メートルの点
基点九	基点八から	四八度の方向	五一メートルの点
基点一〇	基点九から	七一度の方向	六二メートルの点
基点一一	基点一〇から	九四度の方向	七二メートルの点
基点一二	基点一一から	七〇度の方向	六九メートルの点
基点一三	基点一二から	一一二度の方向	一〇二メートルの点
基点一四	基点一三から	一一七度の方向	五一メートルの点
基点一五	基点一四から	一二四度の方向	一三三メートルの点
基点一六	基点一五から	一三〇度の方向	五〇メートルの点
基点一七	基点一六から	一三六度の方向	五六メートルの点
基点一八	基点一七から	二三一度の方向	八四メートルの点

基点一九	基点一八から	一四一度の方向	一一九メートルの点
基点二〇	基点一九から	八五度の方向	六一メートルの点
基点二一	基点二〇から	一六五度の方向	一五四メートルの点
基点二二	基点二一から	二〇二度の方向	四七メートルの点
基点二三	基点二二から	二六九度の方向	三四メートルの点
基点二四	基点二三から	三四六度の方向	七九メートルの点
補助点一の二	基点一から	一九一度の方向	四一メートルの点
補助点三の一	基点三から	一五四度の方向	六一メートルの点
補助点四の一	基点四から	八六度の方向	五七メートルの点
補助点四の二	基点四から	二六度の方向	六五メートルの点
補助点七の一	基点七から	九八度の方向	五三メートルの点
補助点九の一	基点九から	一四一度の方向	五二メートルの点
補助点一〇の一	基点一〇から	一六八度の方向	一一三メートルの点
補助点二の一	基点二から	一九二度の方向	一一六メートルの点
補助点三の一	基点三から	二一〇度の方向	一一メートルの点
補助点一六の一	基点一六から	二三四度の方向	一〇二メートルの点
補助点一八の一	基点一八から	二七三度の方向	六〇メートルの点
補助点一九の一	基点一九から	二五五度の方向	五〇メートルの点
補助点二四の一	基点二四から	二六三度の方向	五〇メートルの点